

倉吉市税条例及び倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第9号

倉吉市税条例及び倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(倉吉市税条例の一部改正)

第1条 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第54条 略</p> <p>2 前項の規定によって、市民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定による認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限前7日までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p>

4 略

5 認可地縁団体が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

(種別割の減免)

第95条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 前項の規定にかかわらず、納期限までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。

4 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第96条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

4 略

5 認可地縁団体が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限前7日までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。

(種別割の減免)

第95条 略

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等及び災害その他特別の事由があると特に認める軽自動車等(次条第1項に規定する軽自動車等を除く。)について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) 略

3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。

4 略

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第96条 略

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

<p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 身体障がい者等が前年度において第1項の規定により、身体障がい者等又は当該身体障がい者と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障がい者等が運転する軽自動車等について減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項に掲げる事項（年齢に関する部分を除く。）に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 略</p> <p>6 身体障がい者等が前年度において第1項の規定により、身体障がい者等又は当該身体障がい者と生計を一にする者が所有し、かつ、当該身体障がい者等が運転する軽自動車等について減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項に掲げる事項（年齢に関する部分を除く。）に異動がないと市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該年度の納期限前7日までに同項の申請書の提出があったものとみなして、第1項の規定を適用する。</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第145条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p>4 略</p>
--	--

（倉吉市国民健康保険条例の一部改正）

第2条 倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（保険料の減免）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項（同項第2号を除く。）の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由</p>	<p>（保険料の減免）</p> <p>第26条 略</p> <p>2 前項（同項第2号を除く。）の規定によって保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、納期限前7日までに申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があったと市長が認める場合は、その期限</p>

<p>があったと市長が認める場合は、その期限後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p>4～6 略</p>	<p>後相当の期間内において当該申請をすることができる。</p> <p>4～6 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。